

保健衛生

保
衛

1	公衆衛生	129
2	救急医療制度	133
3	環境衛生	135
4	環境保全	144
5	緑化推進	150
6	地下水保全対策	152
7	ごみ処理	154
8	し尿処理	158
9	産院	160
10	市民病院	161

1 公 衆 衛 生

(1) 概 況

近年、医学の進歩や、公衆衛生の向上によって、結核等の感染性疾患は大幅に減少し、平均寿命の伸長、青少年の体位向上など、市民の健康は著しく改善されるに至った。しかし一方では、生活様式の変化や、人口の老齢化にともない、ガンを始めとする成人病の増加とその予防が、保健衛生上の大きな課題ともなっている。

行政は、これらの問題に、常に迅速に対応しながら、さまざまな公衆衛生活動を通じて市民の心身の健康確保に努力していかなければならない。

従来から、保健所が疾病の予防を始め、健康の増進、食品衛生、環境衛生等に関する公衆衛生活動の最先端機関として、市民の生活と健康にきわめて重要な役割を果たして来たが、最近各種疾病に対する予防衛生の重要性が注目される中で、地域住民の多様化、高度化しつつある対人保健サービスの需要に、更にきめ細かく対応するため、保健所に代わって、各市町村に保健センターの設置が認められた。

本市でも、熊本・西両保健所に加えて、昭和54年東部保健センター、昭和57年には北部保健センター、さらに平成元年には南部保健センターを開設した。本市の保健センターは、保健所業務の中でも、食品、環境衛生、医療監視等の行政的な事務を除いた対人保健サービス業務を保健所と同様な規模で実施している。それに市民の健康づくり推進のために、両保健所と有機的に連携しながら、健康診査、健康相談、健康教育、母子保健等の保健サービスを総合的に実施する拠点として、活発な活動を展開している。

施 設

(平2.5.1現在)

区分	名称	熊 本 保 健 所	西 保 健 所	東部保健センター	北部保健センター	南部保健センター
所 在 地		九品寺1丁目13番16号	新町2丁目4番27号	錦ヶ丘1番1号	清水本町16番10号	十禅寺町242番地
敷 地 面 積		3,246.54㎡	1,759.64㎡	1,689.7 ㎡	3,351.87㎡	2,994.00㎡
建 物 面 積		延2,085.74㎡	延2,798.81㎡	延1,753.86㎡	延1,315.95㎡	延1,349.99㎡
開 設 年 月 日		昭和24年5月16日	昭和35年11月15日	昭和54年3月31日	昭和57年3月31日	平成元年9月1日
改 築 年 月 日		昭和41年10月3日	昭和61年12月13日	(昭和59年3月31日増築)	(平成元年3月10日増築)	
建 設 費		80,400千円	645,936 千円	261,779 千円	291,269 千円	361,248 千円
構 造		鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
類 型		U1	U2	—	—	—
医 師		3人	2人	1人	1人	1人
保 健 婦		12人	12人	13人	10人	9人
管 内 世 帯 数		50,270	41,248	44,477	33,072	25,340
管 内 人 口		129,968	117,540	136,084	94,446	77,731

(注) 管内世帯数・人口は、昭和60年国勢調査に基づく。

(2) 母子保健対策

母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の維持・増進を図るため、妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などを実施している。

ア 妊産婦・乳幼児保健指導状況

年度		63	元
区分			
妊娠の届出受理数		7,047人	6,771人
母子健康手帳発行数		7,091	6,912
保 健 指 導	妊産婦健康相談	7,135	7,341
	母親学級	2,055	1,978
	育児相談	2,224	3,943
	育児学級	952	1,062
	受胎調節実地指導	1,185	957
	家族計画相談	1,513	1,211
	婚前学級	57	155
	思春期の子をもつ母のつどい	1,266	1,243
	心身の発達に問題を持つ子のつどい	794	786
	訪問指導		
妊産婦		5,964	5,498
新生児		5,295	5,308
未熟児		888	596
乳児		979	700
幼児		1,577	1,165

イ 妊産婦・乳幼児健康診査

年度			63	元
区分				
医療機関委託分	妊婦	一般	12,396人	12,023人
		精密	2,811	2,865
		B型肝炎	6,192	6,065
	乳児	B型肝炎	23	20
	3ヵ月児	一般	5,747	5,666
	6ヵ月児	一般	5,586	5,639
保健所・保健センター実施分	妊婦	歯科	6,265	5,814
	1歳6ヵ月児	一般	6,554	6,519
		歯科	6,517	6,510
		精密	69	74
	3歳児	一般	6,416	6,352
		歯科	6,367	6,324
		精密	64	75

ウ 母子栄養食品支給状況

年度		63	元	元年度分再掲支給実人員		
区 分				妊産婦	乳幼児	計
牛乳		9,555本	6,086本	40人	4人	44人
粉乳		257缶	197缶	26人	20人	46人
計				66人	24人	90人

エ 医療給付状況

年度		63	元
区分			
養育医療給付事業	実人員	95	77
	延日数	5,932	5,320
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	5	2
	延日数	69	38

(3) 老人保健

昭和58年2月、老人保健法の施行により、医療以外の保健事業（健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導）を行うこととなった。また、昭和63年度から保健事業第2次5カ年計画に基づき、基本健康診査及び肺がん・乳がん・子宮がん（体部）検診を実施している。

老人保健（医療以外の）事業の実施状況

ア 健康手帳の交付

区分 \ 年度	60	61	62	63	元
医療受給資格者	3,896人	3,905人	4,022人	4,221人	4,277人
医療受給資格者以外の者	5,430	7,448	6,925	6,981	7,026

イ 健康教育

区分 \ 年度	60	61	62	63	元
開催回数	473回	531回	537回	558回	578回
延人員	18,718人	15,978人	16,428人	18,441人	19,498人

ウ 健康相談

区分 \ 年度	60	61	62	63	元
開催回数	357回	456回	823回	907回	1,096回
延人員	8,542人	9,893人	22,700人	23,103人	24,828人

エ 健康診査

区分 \ 年度	60	61	62	63	元
一般健康診査	一般診査	13,476人	19,004人	21,610人	— 人
	精密診査	2,951	4,742	5,094	—
基本健康診査	—	—	—	22,902	26,832
胃がん検診	11,383	11,520	12,830	11,207	12,581
子宮がん検診	頸部検査	14,991	16,204	14,817	15,788
	体部検査	—	—	—	429
乳がん検診	—	—	—	3,065	5,167
肺がん検診	読影	—	—	—	10,940
	略痰	—	—	—	1,086

才 機 能 訓 練

区 分 \ 年 度	60	61	62	63	元
実 施 回 数	49回	48回	88回	119回	126回
延 人 員	480人	512人	1,399人	2,239人	2,495人

カ 訪 問 指 導

区分 \ 年度	60	61	62	63	元
寝たきりの者	実 人 員 541人	484人	676人	670人	697人
	延 人 員 2,267	3,181	3,889	4,199	5,164
上記以外の者	実 人 員 1,394	2,247	2,283	1,615	1,376
要 指 導 者	延 人 員 2,305	2,990	3,619	3,136	2,917

(4) 予防接種の状況

区 分 \ 年 度	60	61	62	63	元
三 種 混 合 (ジフテリア 百 日 咳 破 傷 風)	初 回 + 追 加 22,982人	26,862人	24,282人	21,921人	29,637人
二 種 混 合 (ジフテリア 破 傷 風)	小 学 校 卒 業 前 9,449	7,950	8,147	7,997	7,435
急 性 灰 白 髄 炎	14,978	14,259	14,038	13,174	13,295
イ ン フ ル エ ン ザ	159,310	164,441	115,385	79,892	47,597
日 本 脳 炎	143,107	131,387	127,478	134,414	101,358
風 し ん	1,874	2,139	2,281	2,043	2,141
麻 し ん	4,841	5,389	5,285	5,692	6,744

(5) 結核対策

ア 健康診断

区分 \ 年	63	元
結核一般住民検診	28,652人	29,989人
ツベルクリン反応検査（乳幼児）	7,545	7,579
B C G接種（乳幼児）	6,433	6,968
管理検診	610	678
患者家族検診	170	980

イ 患者管理

区分 \ 年	63	元
結核患者登録数	1,369人	1,216人
新登録患者数	197	170
結核診査数	1,151	1,037
結核患者訪問指導	1,092	850
命令入所患者数	70	40

(注) 命令入所患者数は、年度末現在の数

(6) 精神保健対策

区分 \ 年度	精神保健相談	精神障害者 訪問指導	社会復帰相談指導事業			措置入院患者数
			デイ・ケア	精神障害者と家族のつどい	精神保健家族教室	
63	1,037 人	1,192 人	966 人	770 人	1,179 人	115 人
元	1,428	1,116	793	845	532	107

(注) 措置入院患者数は、年度末現在の数

2 救 急 医 療 制 度

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

〈急患センター整備の経緯〉

昭和52年7月	熊本保健所内に1次診療並びに電話相談所を設置（小児科）
昭和56年11月	熊本市医師会地域医療センターに救急医療業務を委託（小児科・内科）
昭和57年4月	休日の夜間に加え土曜日の夜間を開設
昭和58年4月	毎夜間開設（小児科・内科・外科）

（1）夜間急患診療業務

ア 一次診療

・熊本市医師会夜間急患センター

開設年月日	昭和56年11月8日
所在地	熊本市本荘5丁目16番10号（熊本市医師会熊本地域医療センター内）
診療科目	小児科・内科・外科
診療日	毎夜間
診療時間	午後6時から翌朝午前8時まで
診療体制	医師3人、看護婦7人、臨床検査技師1人、X線技師1人、薬剤師2人、事務員4人（うち情報センター2人）

・熊本市薬剤師会

毎夜間（午後6時から午後12時まで）救急調剤業務

・熊本市歯科医師会

休日夜間（午後6時から午後12時まで）歯科診療業務

イ 二次診療（非公表）

休日夜間（午後6時から午後12時まで）重症患者の診療業務

熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院の交替制

ウ 夜間急患診療実績

区分 \ 年度	60	61	62	63	元
診療実日数（日）	361	361	362	361	361
小児科（人）	7,958	8,814	8,999	8,906	11,281
内科（人）	4,215	4,778	5,457	5,729	6,633
外科（人）	1,455	1,736	2,101	2,086	2,602
救急調剤（件）	10,125	11,262	11,462	12,566	11,543
休日夜間歯科（人）	60	68	60	64	43
二次医療機関（人）	945	1,019	1,076	1,165	1,330
委託料（千円）	58,526	63,932	64,008	84,845	90,071

（2）在宅輪番医制

休日昼間（午前8時から午後6時まで）の一次診療業務

一日当たり10（11）医療機関（内科2、小児科2、外科2、整形外科1、眼科1、耳鼻咽喉科1、

産婦人科 1、精神科 1 ……隔週)

元年度実績 延 699医療機関、延20,035人

(3) 病院群輪番制 (非公表)

休日昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで) 及び毎夜間 (午後 6 時から翌朝午前 8 時まで) の重症患者の診療業務

熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、熊本市民病院、(国立熊本病院) の輪番制

(4) 年末年始診療業務

開設期間 12月31日 (午前 0 時) から翌年 1 月 4 日 (午前 8 時) まで

ア 一次診療

・熊本市医師会

熊本市医師会急患センター (熊本地域医療センター内)

診療科目 小児科・内科・外科

診療体制 医師 5 人、看護婦 12 人、臨床検査技師 2 人、X 線技師 2 人、薬剤師 5 人、医療事務員 5 人、事務員 8 人 (うち情報センター 3 人)

公表在宅医

1 日当たり 内科 5、外科 4、産婦人科 1、計 10 医療機関

非公表在宅医

1 日当たり 耳鼻咽喉科 1、眼科 1、精神科 1、計 3 医療機関

・熊本市薬剤師会

熊本市薬剤師会調剤薬局で救急調剤

・熊本市歯科医師会

1 日当たり 開業歯科医 2、熊本県口腔保健センター 1、計 3 カ所

イ 二次診療 (非公表)

国立熊本病院、済生会熊本病院、熊本赤十字病院、熊本市民病院、熊本中央病院、熊本地域医療センター、熊大付属病院の当番制

ウ 年末年始診療実績

区分 \ 年度	60	61	62	63	元
診療実日数 (日)	4	4	4	4	4
小児科 (人)	1,013	1,108	832	1,199	844
内科 (人)	248	328	198	410	333
外科 (人)	42	111	129	87	105
電話相談 (件)	1,216	1,174	906	1,121	989
公表在宅医 (人)	1,963	2,494	1,648	2,673	2,248
公表歯科在宅医 (人)	222	223	251	218	360
救急調剤 (件)		1,385	950	1,520	1,133
非公表在宅医 (人)	353	326	292	415	369
二次医療機関 (人)	757	348	112	401	397
委託料 (千円)	14,529	14,859	15,080	15,435	16,329

3 環 境 衛 生

(1) 保健衛生研究所

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門の試験検査を増設し、保健衛生研究所と名称を改め、総合試験研究施設として発足した。

所 在 地 熊本市田迎町大字田井島269番地

構 造 鉄筋コンクリート2階建

敷地面積 2,237㎡

建物面積 本体1,443.82㎡ ボンベ室31.49㎡ 計1,475.31㎡

竣 工 昭和55年10月11日

建 設 費 322,426千円

機 構 保健衛生局衛生部保健衛生研究所

配置人員 17人 所長(1) 参事(3) 主任技師(4)

業務内容 公害対策基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌微生物学的検査および調査研究を実施している

業務実績

環境科学業務

検査項目		年度		62		63		元		備 考
				検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	
大 気 汚 染	降 下 ば い じ ん			52	364	48	288	48	296	
	大 気 汚 染 物 質			695	695	686	686	698	698	硫黄酸化物・窒素酸化物
	大 気 重 金 属			35	245	36	252	36	252	大気中の鉄・マンガン等
	そ の 他			6	15	—	—	57	79	
	小 計			788	1,319	770	1,226	839	1,325	
水 質 汚 濁	河 川 水	生活項目		304	2,281	323	2,011	322	2,001	水素イオン濃度、生物学的酸素要求量等
		健康項目		27	161	31	183	41	178	有機リン・シアン・カドミウム・鉛等
	工 場 ・ 事 業 所 排 水			252	1,061	270	1,210	348	1,327	水素イオン濃度、生物学的酸素要求量等
	そ の 他			118	580	111	549	175	645	塩水化調査、有機塩素系化合物
	小 計			701	4,083	735	3,953	886	4,151	
悪 臭				9	33	10	50	9	27	アンモニア、硫化物
産 業 廃 棄 物 試 験				93	1,231	88	1,113	103	1,099	戸島埋立地、地下水
ク ロ ス チ ェ ッ ク				1	5	1	4	1	5	環境庁関係
そ の 他				279	1,021	382	1,225	218	1,013	江津湖総合調査、へい死魚関係
合 計				1,871	7,692	1,986	7,571	2,056	7,620	

衛生化学関係業務

検査項目		年 度		62		63		元	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	食 品 試 験	535	1,051	511	1,161	490	1,144		
	飲料水、浴場等の水質試験	569	3,410	667	4,035	646	3,294		
	容器包装、おもちゃ等の試験	19	36	44	44	7	39		
	家 庭 用 品	10	10	—	—	14	14		
	小 計	1,133	4,507	1,222	5,240	1,157	4,491		
依頼試験	飲 料 水 等 の 水 質 試 験	3,727	24,670	3,334	21,543	2,982	19,444		
	食 品 試 験	1	1	—	—	—	—		
	小 計	3,728	24,671	3,334	21,543	2,982	19,444		
合 計		4,861	29,178	4,556	26,783	4,139	23,935		

細菌・微生物関係業務

検体区分		年 度		62		63		元	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
食 品		1,102	3,192	1,130	3,308	1,336	4,134		
環 境（河川・プールなど）		523	640	532	676	591	724		
食中毒（便・吐物など）		286	3,968	923	12,530	340	4,372		
小 計		1,911	7,800	2,585	16,514	2,267	9,230		
依頼試験	飲 料 水 等	3,610	7,220	3,359	6,717	2,995	5,993		
	食 品 等	68	153	56	102	37	66		
小 計		3,678	7,373	3,415	6,819	3,032	6,059		
合 計		5,589	15,173	6,000	23,333	5,299	15,289		

(2) 食品衛生関係

ア 営業施設の監視指導状況

(平成元年度)

業 態	業 種	法定 監視 回数	施 設 数			法 定 監 視 数			監視回数(延)			監 視 率 (%)		
			熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計
許 可 業	飲 食 店 営 業	12	5,468	1,461	6,929	65,616	17,532	83,148	7,092	1,064	8,156	10.8	6.1	9.8
	菓子(パンを含む)製造業	12	279	154	433	3,348	1,848	5,196	714	142	856	21.3	7.7	16.5
	乳 処 理 業	12	3	—	3	36	—	36	80	—	80	222.2	—	222.2
	特別牛乳さく取処理業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 製 品 製 造 業	12	4	4	8	48	48	96	78	33	111	162.5	68.8	115.6
	集 乳 業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	魚 介 類 販 売 業	12	363	317	680	4,356	3,804	8,160	960	3,073	4,033	22.0	80.8	49.4
	魚介類せり売り営業	12	1	2	3	12	24	36	1	78	79	8.3	325	219.4
	魚肉ねり製品製造業	12	23	25	48	276	300	576	130	117	247	47.1	39	42.9
	食品の冷凍または冷蔵業	12	9	10	19	108	120	228	24	8	32	22.2	6.7	14.0
	かん詰またはびん詰食品製造業(上記および下記以外)	12	9	10	19	108	120	228	16	19	35	14.8	15.8	15.4
	喫 茶 店 営 業	6	524	233	757	3,144	1,398	4,542	596	108	704	19.0	7.7	15.5
	あ ん 類 製 造 業	6	3	2	5	18	12	30	33	3	36	183.3	25	120
	アイスクリーム類製造業	6	24	3	27	144	18	162	60	9	69	41.7	50	42.6
	乳 類 販 売 業	6	799	448	1,247	4,794	2,688	7,482	919	357	1,276	19.2	13.3	17.1
	食 肉 処 理 業	6	44	5	49	264	30	294	79	19	98	29.9	63.3	33.3
	食 肉 販 売 業	6	424	269	693	2,544	1,614	4,158	921	466	1,387	36.2	28.9	33.4
	食肉製品製造業	6	8	3	11	48	18	66	36	23	59	75	127.8	89.4
	乳酸菌飲料製造業	6	2	2	4	12	12	24	21	5	26	175	41.7	108.3
業 態	食用油脂製造業	6	1	3	4	6	18	24	2	2	4	33.3	11.1	16.7
	マーガリンまたはショートニング製造業	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	み そ 製 造 業	6	9	10	19	54	60	114	24	16	40	44.4	26.7	35.1
	醬 油 製 造 業	6	9	13	22	54	78	132	33	17	50	61.1	21.8	37.9
	ソ ー ス 類 製 造 業	6	3	4	7	18	24	42	10	3	13	55.6	12.5	31.0
	酒 類 製 造 業	6	2	1	3	12	6	18	15	2	17	125	33.3	94.4
	豆 腐 製 造 業	6	37	23	60	222	138	360	125	55	180	56.3	39.9	50
	納 豆 製 造 業	6	1	2	3	6	12	18	5	0	5	83.3	0	27.8
	めん類製造業	6	20	12	32	120	72	192	49	19	68	40.8	26.4	35.4
	そうざい製造業	6	43	67	110	258	402	660	73	179	252	28.3	44.5	38.2
	添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものに限り)製造業	6	8	3	11	48	18	66	2	4	6	4.2	22.2	9.1
	清涼飲料水製造業	4	10	5	15	40	20	60	88	22	110	220	110	183.3
	氷 雪 製 造 業	2	1	4	5	2	8	10	1	3	4	50	37.5	40
	氷 雪 販 売 業	2	5	9	14	10	18	28	2	5	7	20	27.8	25
	計		8,136	3,104	11,240	85,726	30,460	116,186	12,189	5,851	18,040	14.2	19.2	15.5
届 出 業 態	給 食 施 設	12	299	135	434	3,588	1,620	5,208	281	115	396	7.8	7.1	7.6
	許可を要しない食品製造・販売	2	3,030	2,342	5,372	6,060	4,684	10,744	5,181	3,509	8,690	85.5	74.9	80.9
	許可を要しない器具・容器、おもちゃ製造・販売	1	8	24	32	8	24	32	12	0	12	150	0	37.5
	計		3,337	2,501	5,838	9,656	6,328	15,984	5,474	3,624	9,098	56.7	57.3	56.9
合 計			11,473	5,605	17,078	95,382	36,788	132,170	17,663	9,475	27,138	18.5	25.8	20.5

保
衛

イ 熊本市市場食品衛生監視所

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品の科学的、効率的な監視を目的として発足。場内250施設の食品営業関係施設の指導並びに魚介類等の水銀検査、腸炎ビブリオ菌検査等各種の試験検査を実施している。

所在地 熊本市田崎町380番地 市場会館 5階

配置人員 西保健所衛生課職員 2名

区分 \ 年	60			61			62			63			元		
	検体数	延目	項数	検体数	延目	項数	検体数	延目	項数	検体数	延目	項数	検体数	延目	項数
化 学 検 査	102		102	116		116	106		106	95		95	101		101
細 菌 検 査	463		808	183		280	432		595	346		634	197		311
計	565		910	299		396	538		701	441		729	298		412

(3) 環境衛生関係営業施設等の監視指導状況

(平成元年度)

業種		区分	内 容	熊本保健所	西 保 健 所	計
営業 六 法	理 容 所	施 設 数		521	264	785
		監視回数(延)		476	60	536
		監 視 率 (%)		91.4	22.7	68.3
	美 容 所	施 設 数		848	351	1,199
		監視回数(延)		466	118	584
		監 視 率 (%)		55.0	33.6	48.7
	ク リ ー ニ ン グ 所	施 設 数		685	415	1,100
		監視回数(延)		468	272	740
		監 視 率 (%)		68.3	65.5	67.3
	興 行 場	施 設 数		27	3	30
		監視回数(延)		31	2	33
		監 視 率 (%)		114.8	66.7	110
	旅 館	施 設 数		244	145	389
		監視回数(延)		92	194	286
		監 視 率 (%)		37.7	133.8	73.5
	公 衆 浴 場	施 設 数		136	46	182
		監視回数(延)		199	55	254
		監 視 率 (%)		146.3	119.6	139.6
	計	施 設 数		2,461	1,224	3,685
		監視回数(延)		1,732	701	2,433
その他 一 般 環 境 衛 生	温 泉	施 設 数		1	4	5
		監視回数(延)		0	7	7
	へい獣処理場等	施 設 数		24	7	31
		監視回数(延)		19	3	22
	墓 地 ・ 納 骨 堂	施 設 数		638	780	1,418
		監視回数(延)		9	3	12
	火 葬 場	施 設 数		102	42	144
		監視回数(延)		61	58	119
	ビ ル 管 理 法 に よ る 特 定 建 築 物	施 設 数		16	8	24
		監視回数(延)		29	41	70

保
衛

(4) 熊本市ホテル等建築審査会

昭和50年に「熊本市モーテル類似旅館建築審査会条例」が制定され審査会を設置し行政指導によって建築の規制を行ってきたが、行政指導の限界の指摘と立法化が求められ、平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する

委員構成 10人以内

○市議会議員 ○学識経験者 ○関係行政機関の職員 ○市職員

任 期 2年

報 酬 日額 7,000円

審議の状況

年度 区分	60	61	62	63	元
開催回数	2	0	5	4	2
諮問件数	2	0	3	2	2

(注) 63年度まではモーテル類似旅館建築審査会分

(5) 環境衛生事業所

ア 施設

所 在 地 熊本市十禅寺町295番地

機 構 保健衛生局衛生部衛生課所属

敷地面積 1,620㎡

建物面積 786.62㎡

建設年月 昭和60年3月(竣工)

総工費 97,435千円

配置人員 18人 所長(1) 参事(2) 掛長(1) 主任(3)

業務内容 ねずみ族・こん虫の駆除

衛生害虫等の相談・指導

伝染病患者の家屋等の消毒

あき地等の雑草除去の指導

イ ねずみ族・こん虫等駆除状況

(平成元年度)

こ ん 虫 等							ねずみ族
指導戸数	下水溝	貯水槽水溜	墓 地	塵芥集積所	肥料溜	草 原	駆除薬量
14,694戸	1,174,255㎡	6,670㎡	220,870㎡	440㎡	—	338,810㎡	2.4kg

ウ 草刈り及び機具貸出状況

草 刈 り

(平成元年度)

区 分	指 導 し た 雑 草 地		草 刈 り 実 績	
民 有 地	272カ所	244,236㎡	269カ所	239,369㎡

機具貸付(貸付用18台)

貸付個所	貸付台数	除草面積
317カ所	378台	144,451㎡

(6) 市営墓地及び霊堂

ア 墓地貸付状況

墓地名	総面積 (㎡)	63年度までの貸付状況		元年度の貸付状況		貸付状況 (累計)	
		件 数	面 積(㎡)	件 数	面 積(㎡)	件 数	面 積(㎡)
花園 墓地	28,057	1,905	12,676.17	1	3.4	1,906	12,679.57
小 峰 墓地	28,617	1,901	11,651.70	2	5	1,903	11,656.70
立田山墓地	37,929	1,527	10,424.66	2	7.2	1,529	10,431.86
城 山 墓 園	54,747	914	6,229.15	9	42	923	6,271.15
清 水 墓 園	20,897	1,497	8,577.59	6	23.75	1,503	8,601.34
桃 尾 墓 園	135,120	3,243	16,323.50	902	4,516.80	4,145	20,840.30
浦 山 墓 園	26,407	1,226	7,888.36	19	111.20	1,245	7,999.56
計	331,774	12,213	73,771.13	941	4,709.35	13,154	78,480.48

イ 桃尾霊堂

所 在 地 熊本市戸島町 桃尾墓園内
敷 地 面 積 2,000㎡
建 設 概 要 本 体 鉄筋コンクリート平家建 500㎡
納骨堂 家族納骨壇 400壇、短期納骨壇 400壇
管理棟 鉄筋コンクリート平家建 29.81㎡
(事務所、休憩所、便所)
舎利塔 18.5㎡
竣 工 本体工事 昭和56年3月
建 設 費 昭和55年度 152,380千円 (設計委託料含む)
昭和57年度 6,250千円 (管理棟、舎利塔)

ウ 使用料

(平元.11.1 施行)

種 別	使 用 料
芝 生 墓 地	1 区 画 300,000円
一 般 墓 地	1 平方メートルにつき 60,000円

(昭56.5.1 施行)

桃 尾 霊 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10 年	200,000円
短 期 納 骨 壇	1	5,000

保
衛

(7) 斎 場

ア 施 設

名 称 熊本市斎場
 所 在 地 熊本市戸島町796番地
 敷地面積 11,000㎡
 建物面積 斎場 増改築後の面積1,540㎡ 管理人住宅99.46㎡
 建設年月 昭和47年12月、増改築年月 昭和62年12月
 構 造 斎場 鉄筋コンクリート平家建 管理人住宅 木造平家建（2棟）
 建設費 128,000千円（造園、管理人住宅2棟含む）
 増改築費 131,190千円
 炉 数 重油一般炉12基、再燃炉2基、汚物炉1基
 型 式 太陽築炉（江口式）ロストル式12基

イ 利用状況

年 度		60	61	62	63	元
区分	市 内	2,957 ^件	2,868 ^件	2,892 ^件	3,072 ^件	3,254 ^件
	市 外	623	698	701	712	760
大 人	市 内	59	49	55	49	53
	市 外	15	11	8	15	16
小 人	市 内	360	357	392	283	267
	市 外	196	157	173	168	149
死 産 児	市 内	447	475	682	458	567
	市 外	27	26	26	46	42
そ の 他	市 内	3,823	3,749	4,021	3,862	4,141
	市 外	861	892	908	941	967
合 計	市 内					
	市 外					

ウ 火葬場使用料

(昭59.4.1施行)

区 分	種 別	市 内	市 外	備 考
火葬場の使用	大 人	3,000 ^円	18,000 ^円	○ 汚物は1個 8,000㎤ 以内のもの ○ 式場の使用料は1回 3時間以内
	小 人	2,000	15,000	
	死 産 児	1,000	11,000	
	改葬による人骨	850	8,000	
	産 汚 物 類	500	4,000	
式 場 の 使 用		3,000	18,000	

(8) 飼い犬及び野犬対策

狂犬病予防法及び動物の保護管理に関する法律にもとづき、狂犬病の発生とそのまん延を防止し、これを撲滅し公衆衛生の向上、福祉の増進を目的として、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱い、その他動物の保護、生命尊重、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するものである。

ア 施設

名 称 動物管理センター
 所 在 地 熊本市小山町451番地
 敷地面積 10,630.86㎡
 建物面積 707.43㎡
 管理事務所 246㎡
 収容施設 315.43㎡
 車 庫 78㎡
 管理人住宅 41㎡
 収 納 庫 27㎡
 建設費 20,925千円
 改築費 150,396千円
 建設年月日 昭和45年5月21日
 改築年月日 昭和58年3月31日及び昭和61年10月31日
 焼 却 炉 2基 5.25㎡×2

保
衛

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登 録	注 射	捕 獲	薬 器	事務所 引 取	焼 却 依 頼	計	返 還 譲 渡	実 験 用 払い出し	処 分	避妊	去勢	咬傷
60	11,061	10,882	1,704	65	1,564	1,618	4,951	263	482	4,206	0	0	55
61	10,466	10,308	1,548	64	1,471	1,990	5,073	252	472	4,349	0	0	58
62	10,563	10,366	1,329	78	1,345	1,684	4,436	285	445	3,706	0	0	54
63	10,856	10,651	1,348	92	1,242	1,763	4,445	311	454	3,680	0	0	44
元	11,841	11,648	1,302	83	1,141	1,663	4,189	239	326	3,624	0	0	47

4 環 境 保 全

(1) 環境基本条例

ア 条例制定の経緯

近年の社会情勢の変化と都市化の進展により、本市の豊かな自然環境が損なわれる恐れがでてきたこと、またここ数年ラブホテルやパチンコ店の進出、マンションの建設問題等良好な生活環境が悪化する恐れが生じてきたことにより、環境行政を見直す必要がでてきた。

従来、環境保全に関する対策は個別に行われていたが、このような環境問題の解決のためには、幅広い行政の対応が必要であり、今までの環境関連条例を統合する指針が必要であるとの認識にたち、総合的な環境行政を進める上での基本となる条例の検討を行った。

立案作業は昭和63年5月から開始し同年9月議会に提案、全会一致で可決されたものであり、同年10年1日に公布、施行された。

イ 条例の概要

本条例は基本条例であって、熊本市の環境行政についての市の基本的な考え方と施策の要点をうたったものである。

条例は前文と本文11条並びに附則とから成っている。

前文では、すべての市民に良好な環境を保障することが行政の責務である、という新しい理念を提示している。

第1条では条例の目的、第2条では「良好な環境」の定義をうたっている。

第3条から5条にかけては各々市、事業者、市民の責務を明らかにしている。

第6条は市の講ずべき環境施策を生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境の3種に類別し、その主要なものを例示している。

第7条は国等への措置要請を規定、

第8条は事業者や市民に対する指導、助言、勧告について規定している。

第9条には環境紛争解決のために市があっせん、調停にあたることを定めている。

第10条は環境審議会の設置規定、

第11条は委任規定である。

ウ 環境審議会

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 17名 (昭和64年1月7日発足)

開催回数 2回 (諮問件数2件)

エ 環境紛争調整委員会

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理について、あっせん、又は調停にあたる。

委 員 6名 (昭和63年10月24日発足)

開催回数 委員会4回 小委員会3回 (付託件数2件)

(2) 環境モニター制度

目 的 市民から幅広い環境情報を収集することにより、本市の豊かな緑と水を保全し、美しい街づくりに資するための基礎資料とする。

モニター 89人 (昭和63年4月1日発足)

(3) 公害対策

ア 苦情受付件数

種 別 \ 年 度	60	61	62	63	元
大 気 汚 染	37 ^件	22 ^件	26 ^件	37 ^件	33 ^件
水 質 汚 濁	24	27	28	19	34
騒 音	81	77	77	72	88
振 動	6	9	10	8	11
悪 臭	32	26	37	42	26
そ の 他	2	7	4	20	11
計	182	168	182	198	203

イ 保有機材

区 分	機 械 名	台 数	区 分	機 械 名	台 数
大 気 汚 染	デポジット・ゲージ	3	水 質 汚 濁	携帯用電導度計	1
	ハイボリウムエアーサンプラー	3		自動採水器	2
	ローボリウムエアーサンプラー	1		採水器	1
	24連エアーサンプラー	1		採泥器	2
	大気汚染監視用分析装置(CO)	1		工場排水特殊流量計	1
	大気汚染測定装置(SO ₂)	3		油分濃度計	1
	全炭化水素分析装置	3		流速計	1
	オキシダント分析装置	4		プランクトンネット	1
	窒素酸化物分析装置	4	騒 音	指示騒音計	3
	微風向風速計MV110-C	3		高速度レベルレコーダー	3
	長期巻自記温湿度計	2		騒音振動レベル処理器	3
	粉じん自動計測器(β線吸収法)	1		振動測定装置	1
	煙道排ガス測定装置	1		振動レベル計	2
	悪臭測定装置	2	そ の 他	公害パトロール車	1
	O _x 動的校正装置	1		採水車	1
	自動雨雪分析計	1		騒音パトロール車	1

ウ 公害対策審議会

目 的 公害対策に関する基本的事項、その他市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じ、調査審議する。

委員構成 15人以内

- 学職経験を有する者
- 市議会議員

○関係行政機関の職員

任 期 2年

報 酬 日額 7,000円

エ 大気汚染

環境基準達成状況

測定局	項 目	評価有効 時間数	有 効 測定 数	評 価 基 準	62年 度 環境基準 達成状況	63年 度 環境基準 達成状況	元 年 度 環境基準 達成状況
市役 所局	二酸化 硫 黄	8,616	359	1時間値が0.1ppm以下で、かつ 1日平均値が0.04ppm以下であること	×	×	×
				1日平均値の2%除外値が0.04ppm 以下で、かつ1日平均値が連続し て0.04ppmを超えないこと	○	○	○
	二酸化 窒 素	8,678	362	1日平均値の年間98%値が0.06ppm 以下であること	○	○	○
	光化学 オキシ ダント	5,297	359	1時間値が0.06ppm以下であること	× (46)	× (42)	× (47)
東 部 保 健 セ ン タ ー 局	二酸化 硫 黄	8,482	351	1時間値が0.1ppm以下で、かつ 1日平均値が0.04ppm以下であること	×	○	×
				1日平均値の2%除外値が0.04ppm 以下で、かつ1日平均値が連続し て0.04ppmを超えないこと	○	○	○
	二酸化 窒 素	8,264	343	1日平均値の年間98%値が0.06ppm 以下であること	○	○	○
	光化学 オキシ ダント	5,205	355	1時間値が0.06ppm以下であること	× (88)	× (154)	× (113)
	浮 遊 粒子状 物 質	8,560	357	1時間値が0.20mg/m ³ 以下でかつ 1日平均値が連続して0.1mg/m ³ 以 下であること	×	×	×
				1日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下で、かつ1日平均値が連 続して0.10mg/m ³ を超えないこと	○	×	×
古 町 小 局	二酸化 硫 黄	8,482	353	1時間値が0.1ppm以下で、かつ 1日平均値が0.04ppm以下であること	×	○	×
				1日平均値の2%除外値が0.04ppm 以下で、かつ1日平均値が連続し て0.04ppmを超えないこと	○	○	○
	二酸化 窒 素	8,687	363	1日平均値の年間98%値が0.06ppm 以下であること	—	—	○
	光化学 オキシ ダント	5,342	363	1時間値が0.06ppm以下であること	—	× (19)	× (450)

(注) 環境基準達成状況： ○達成 ×未達成

光化学オキシダントの評価対象時間は昼間（5時～20時）である。

（ ）数字は環境基準超過時間数

届出施設数

区 分	届出対象 年 度	事業場・工場数					ばい煙発生施設数				
		60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
大気汚染防止法	事業場	288	286	324	267	266	397	396	445	386	388
	工場	57	52	58	67	67	112	108	108	125	137
熊 本 県 公害防止条例	事業場	279	284	286	280	286	367	389	397	379	388
	工場	72	71	65	71	52	110	107	96	103	75

降下ばいじん量の経年推移（トン／㎤／月）

地区 成分 年度	市 役 所			城南中学校			東部保健センター			全 市 平 均		
	I	S	T	I	S	T	I	S	T	I	S	T
60	1.14	1.75	2.89	3.60	1.72	5.32	2.80	1.78	4.58	2.57	1.66	4.23
61	1.82	1.55	3.37	1.77	2.00	3.77	1.52	1.31	2.83	1.70	1.62	3.32
62	1.96	1.59	3.55	2.10	1.74	3.84	2.29	1.24	3.53	2.12	1.52	3.64
63	2.41	1.70	4.11	2.38	2.03	4.41	0.92	1.53	2.45	1.90	1.75	3.65
元	2.56	1.78	4.34	3.65	1.85	5.50	3.79	1.55	5.34	3.33	1.73	5.06

(注) I……不溶解成分 S……溶解成分 T……降下ばいじん総量

オ 水 質

(平成元年度平均)

河川名	測定項目 調査地点	PH (水素イオン) (濃 度)	Cl ⁻ (塩素イオン) (濃 度)	DO (溶存酸素)	BOD (生物化学的) (酸素要求量)	SS (浮遊物質)	採水 回数
		最小 最大	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	
加勢川	藻器堀	7.4 ~ 7.8	17 ~ 32	4.9 ~ 10.0	2.9 ~ 17.0	<1 ~ 11	12
	健軍川	7.1 ~ 7.5	12 ~ 32	7.4 ~ 9.9	0.6 ~ 7.8	<1 ~ 6	12
	加勢橋	7.1 ~ 7.7	13 ~ 18	7.0 ~ 8.2	0.7 ~ 4.7	1 ~ 4	12
	江津斉藤橋	7.1 ~ 7.5	11 ~ 16	6.9 ~ 9.7	1.0 ~ 3.0	1 ~ 11	12
	秋津橋	7.2 ~ 8.9	11 ~ 17	5.8 ~ 15	1.5 ~ 11.0	2 ~ 18	12
	西無田橋	7.1 ~ 7.6	8 ~ 15	7.4 ~ 10	0.9 ~ 5.3	3 ~ 30	12
坪井川	打越橋	7.1 ~ 7.9	20 ~ 47	4.8 ~ 8.9	2.5 ~ 11	1 ~ 90	12
	行幸橋	7.3 ~ 7.6	18 ~ 31	5.2 ~ 7.7	1.9 ~ 8.5	2 ~ 100	12
	城山上代橋	7.2 ~ 7.7	20 ~ 320	4.9 ~ 7.8	2.8 ~ 11	4 ~ 41	36
	千金甲橋	7.2 ~ 7.5	29 ~ 920	4.6 ~ 6.8	2.5 ~ 11	6 ~ 130	12
井芹川	山王橋	7.3 ~ 8.5	12 ~ 40	7.1 ~ 12	2.0 ~ 20	<1 ~ 110	36
	段山橋	7.4 ~ 8.3	15 ~ 34	6.8 ~ 11	3.6 ~ 12	4 ~ 12	12
	尾崎橋	7.2 ~ 8.4	18 ~ 39	4.6 ~ 10	2.4 ~ 16	3 ~ 380	36
白川	吉原橋	7.2 ~ 8.1	15 ~ 19	8.1 ~ 11	1.5 ~ 6.2	2 ~ 79	12
井手	一の井手	7.7 ~ 7.7	13 ~ 15	7.7 ~ 8.7	2.6 ~ 2.6	2 ~ 12	2
	二の井手	7.8 ~ 7.8	11 ~ 15	7.9 ~ 8.8	1.5 ~ 1.5	<1 ~ 4	2
	三の井手	7.7 ~ 7.8	12 ~ 15	7.5 ~ 8.6	2.2 ~ 5.0	1 ~ 16	2

(注) <1は1より小さい数値を示す。

水質汚濁防止法に基づく届出件数

(平成元年度)

設 置	使 用	構造等変更	氏名等変更	廃 止	特定事業場数	規 制 対 象 特定事業場数
17	0	11	23	8	539	98

カ 騒 音

特定施設届出件数

(平成元年度)

届出の区分 法・条例	設 置	使 用	数等変更	氏 名 等 変 更	使用全廃	承 継	工 場 ・ 事業場数	施 設 数
騒 音 規 制 法	12	0	5	23	1	0	735	3,112
熊本県公害防止条例	112	0	8	72	2	0	2,050	10,276
合 計	124	0	13	95	3	0	2,785	13,388

特定建設作業実施届出件数

年 度		60	61	62	63	元
特定建設作業の種類						
騒音規制法に 基づく届出	杭打機・杭拔機を使用する作業	54	44	52	58	52
	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
	さく岩機を使用する作業	49	63	69	129	53
	空気圧縮機を使用する作業	13	4	2	9	13
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0	0	0	0
振動規制法に 基づく届出	杭打機・杭拔機を使用する作業	85	75	79	78	84
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
	舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0
	ブレーカーを使用する作業	28	34	51	65	56
県条例に 基づく届出	コンクリートカッターを使用する作業	12	2	1	8	4
	掘削機械を使用する作業	327	417	479	456	362
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
合 計		568	639	733	803	624

キ 振 動

特定施設届出件数

(平成元年度)

届出の区分 法	設 置	使 用	数等変更	氏 名 等 変 更	使用全廃	承 継	工 場 ・ 事業場数	施 設 数
振 動 規 制 法	4	0	5	6	0	0	242	1,048

ク 公害防止事前指導

公害防止事前指導は、工場等の建築確認が申請された段階で、将来予知される公害問題を検討し、抜本的な公害防止対策が講ぜられることを目的として、昭和47年12月より指導を始めた。

年 度	60	61	62	63	元
指導件数	733	719	940	1,026	1,055

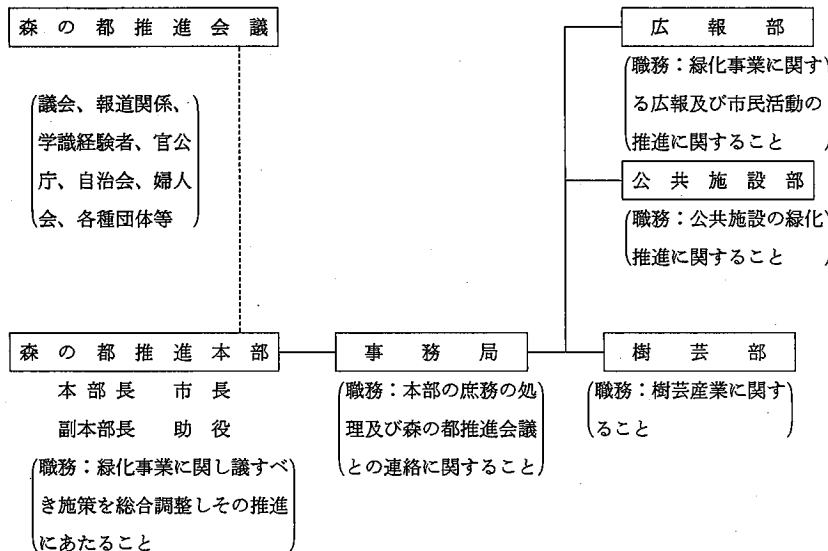
5 緑化推進（森の都作戦）

（１）概 況

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、着々とその成果をあげている。

すでに10余年をすぎたこの作戦は市民の関心と理解を得て急速に進展しつつあるが、平成元年6月1日制定した「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、20年、30年後の緑につつまれた潤いのある郷土の姿を描きながら精力的に緑化を進め、緑と水に輝く森の都の再現をめざしている。

（２）森の都作戦推進体制



（３）事業内容

「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき下記の重点施策を計画的に推進する。

ア 緑の保護・造成事業

緑化推進基本計画の策定／市内に点在する由緒ある名木、大木、古木の保護育成／緑地の保全／環境保護地区の指定／開発行為の事前協議／ふるさとの森基金の積立て／快適環境の創出／街路、学校、公共施設等の緑化／公共樹木の管理・育成／市営圃場の育成管理／ふれあいの森林づくり／工場・事業所等の緑化

イ 市民運動の展開

緑化思想の普及徹底／市民運動の助長育成／家庭の緑化／記念植樹運動／緑の少年団の育成／財団法人くまもと緑の基金の管理運営及び基金の造成

(4) 事業実施状況

(平成元年度)

事業名		事業概要	金額
公共樹木保全		保存樹木の指定及び管理、公共樹木の育成管理、市民の森管理	千円 59,019
立田山保全		立田山生活環境保全林の買入れ、整備、立田山憩の森の下草刈り、施肥、除草等管理	225,562
自然環境保全		自然保護審議会の開催、環境保護地区指定候補地の精密調査、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の積立て、ホテルの街づくりの推進、坪井川錦鯉放流	109,548
金峰山管理		「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担	1,300
ふれあいの森林管理		「ふれあいの森林」の施設管理及び「熊本地域ふれあいの森林推進協議会」に対する経費負担	8,143
公共地緑化	学校緑化	新設校・未整備校の植栽等	15,114
	街路緑化	街路樹植栽及び植樹樹設置	20,722
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	37,649
	花いっぱい作戦	地域・学校・市施設等に花苗の配布(パンジー・サルビア)花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	37,455
	園場苗木管理	蓮台寺園場ほか3カ所の苗木育成・管理	3,870
家庭緑化		生垣設置奨励補助、ツタ苗配布、緑化協定区域内の樹木配布	3,674
工場緑化		工場・事業所等への樹木配布	2,176
くまもと緑の基金		財団法人くまもと緑の基金の管理運営及び基金の造成	29,215
緑化基本計画策定		緑化推進基本計画を策定するための現況調査を実施	6,850
「みどりの日」記念植樹		「みどりの日」を記念して植樹祭を実施(会場 井芹中学校)	8,464
緑化啓蒙		市民運動による地域環境緑化活動の促進、学校環境緑化コンクールの実施、街路樹愛護会の育成、立田山緑に親しむつどいの実施、森の都推進会議の開催、緑の羽根募金運動の促進、生垣コンクールの実施ほか	21,266
計			590,027

保衛

6 地下水保全対策

(1) 地下水保全の取り組み状況

ア 概要

本市は、昔から清冽な地下水に恵まれ今日も上水道をはじめとする工業・農業用水等種々の用途に地下水を利用している。

しかし、都市化の進展や生活様式の多様化等に伴い、地下水をとりまく環境は年々厳しくなっている。

そこで、この貴重な水資源である地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会で「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、その後「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）し、さらに地下水保全対策事業推進本部（平成2年1月）を設置し、積極的に地下水保全に取り組み、良質な地下水の安定的確保を目指している。

イ 地下水保全対策

量の保全

○水利用合理化の推進

家庭用水・都市活動用水・工業用水について水使用合理化指導指針等により、節水・合理化を推進し、節水型社会の形成を目指している。

○地下水かん養の推進

水源かん養林の造成、農地における雨水浸透実験、市街地における透水性舗装等の設置により地下水かん養量の増加に努めている。

○地下水利用状況の把握

地下水保全条例に基づき地下水の年間採取量を地区別・用途別について調査し、地下水の利用状況を把握している。

○地下水位監視体制の確立

地下水の現況や変化を把握するため観測井を設置して、地下水位を継続的に観測し、監視体制の確立を目指している。

質の保全

○地下水汚染防止対策

昭和57年度環境庁が実施した地下水水質調査の結果、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が判明し、58年度から市独自で地下水汚染実態調査や追跡調査を継続して実施している。さらに平成元年度から観測井を使い地下水汚染物質除去実験を実施している。

また工場・事業場への監視・指導を徹底し、地下水汚染防止に努めている。

○地下水質監視体制の確立

地下水汚染の早期発見や地下水質の長期的変化を把握するため、平成元年度から観測井を使い地下水質を定期的に測定し、監視体制の確立を目指している。

啓発

○広報冊子、啓発用ビデオの作成や水の週間等での啓発活動の実施

○水資源国際会議の開催

開催日 平成2年6月2日

参加都市 桂林市、サンアントニオ市、ハイデルベルク市、熊本市

姫路市、静岡市、君津市

熊本アピールを採択

熊本アピール

- 私たちは、水は限りある資源であることを強く認識し、広く公共の福祉のために使用する。
- 私たちは、豊かできれいな水を、後世に残すために一層の努力をする。
- 私たちは、各々の都市において、水資源をまもり、グローバルな環境保護へと波及するよう、リーダーシップを発揮する。
- 私たちは、以上の目的の実現に向けて、今後とも情報交換を積極的に進め、一層の相互理解と友好親善をはかる。

(2) 地下水保全条例に基づく地下水採取状況(推計値)

年度		59	60	61	62	63
用途						
上水道用	井戸本数(本)	70	69	69	70	70
	一日平均採取量(㎥)	218,497	218,119	220,169	221,099	225,243
	年間採取量(㎥)	79,751,515	79,613,553	80,361,619	80,922,200	82,213,667
農業・水産養殖用	井戸本数(本)	1,467	1,455	1,471	1,426	1,364
	一日平均採取量(㎥)	48,914	48,522	43,373	45,369	44,933
	年間採取量(㎥)	17,853,506	17,710,442	15,831,075	16,605,043	16,410,847
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,450	1,456	1,438	1,353	1,311
	一日平均採取量(㎥)	120,122	105,841	90,159	87,549	83,097
	年間採取量(㎥)	43,844,459	38,631,981	32,908,085	32,043,105	30,360,802
合計	井戸本数(本)	2,987	2,980	2,978	2,849	2,745
	一日平均採取量(㎥)	387,533	372,482	353,701	354,017	352,887
	年間採取量(㎥)	141,449,480	135,955,976	129,100,779	129,570,348	128,985,316

保
衛

7 ごみ処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき毎年度処理計画を定め、全市域を対象に収集を行っている。なお、昭和61年4月1日から市民サービスの向上を図るため収集回数を改善し、もえるごみは週3回、もえないごみ・大型ごみ及びあきびん・あきかんは毎月2回、定日定路線ステーション方式で行っている。

(1) 収集及び処理量

ア 収 集 量

(単位 t)

区分 \ 年度		60	61	62	63	元
直 営	北部清掃事業所	51,529	31,714	33,551	34,747	35,961
	西部清掃事業所	44,164	43,708	45,129	46,642	47,276
	東部清掃事業所	—	34,844	37,546	39,397	42,171
	特 別 清 掃 管 理 事 務 所	7,894	8,629	10,010	10,475	10,968
委 託 収 集		7,282	9,049	9,855	10,914	11,857
許 可 業 者		50,955	57,893	61,959	67,729	75,356
自 己 搬 入		24,474	27,807	32,337	35,502	40,285
計		186,298	213,644	230,387	245,406	263,874
1 日 平 均 収 集 量		510	585	631	672	723
1人1日当たり排出量(g)		921	1,046	1,116	1,182	1,271

(注) 東部清掃事業所は61年度開設

イ 処 理 量

(単位 t)

区 分 \ 年 度		60		61		62		63		元	
		総 量	日平均	総 量	日平均	総 量	日平均	総 量	日平均	総 量	日平均
焼 却	北部焼却場	22,871	63	—	—	—	—	—	—	—	—
	西部焼却場	20,813	57	—	—	—	—	—	—	—	—
却	西部清掃工場	22,394 (254)	62	122,327 (3,375)	344	137,516 (6,004)	393	141,414 (5,896)	404	141,034 (6,196)	403
	東部清掃工場	90,311 (1,118)	250	58,510 (317)	161	58,153 (0)	159	67,455 (657)	187	81,552 (873)	225
埋 立		25,709 (470)	72	27,610 (259)	76	28,706 (266)	79	30,340 (219)	84	34,309 (241)	95
再 資 源 化		4,200	12	5,197	14	6,012	16	6,197	17	6,979	19
計		186,298 (1,842)	516	213,644 (3,951)	595	230,387 (6,270)	647	245,406 (6,722)	691	263,874 (7,310)	742

(注) 1. () 内は広域処理分外数

2. 西部清掃工場は61年度開設(60年度は試運転焚き) 北部、西部両焼却場は60年度をもって廃止

(2) 手数料及び処分費用

ア 一般廃棄物処理手数料(昭59.7.1施行)

① 一般家庭から生ずる一般廃棄物

○ 定期に行うもの……無料

○ 臨時に行うもの……10kgまでごとに85円

ただし、この算定基準によることが著しく実情にそぐわないものについては、16リットルまでごとに45円

② 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物（処理計画により定期的に収集するものを除く）

○10kgまでごとに85円

ただし、この算定基準によることが著しく実情にそぐわないものについては、16リットルまでごとに45円

イ 事業活動に伴う廃棄物の処理費用（昭59.7.1施行）

○200kgまでごとに500円

（3） 保有車両及び人員

（平2.5.1現在）

事業所名	2 t ダンプ車	バックカー	ロータリー ローダー	ブルドーザー （ショベル ローダー）	灰 出 ダンプ車	予 備 車 2 tダンプ車	運 転 手	技術吏員 作 業 員
北部清掃事業所	台	台	台 25	台	台	台 4	人 25	人 33
西部清掃事業所		21	7			4	28	36
東部清掃事業所		11	14			4	25	32
東部清掃工場	1				2		4	39
西部清掃工場					灰出ダンプ 3 バキューム 1		7	38
特別清掃管理事務所		12				2	13	16
扇田埋立管理事務所				ブルドーザー 4 コンバクター 1 ショベル 2	散 水 車 1 バキューム 1 4 tダンプ 1		4	8

（注） 管理職、事務職は含まない

（4） 再資源化推進事業

目 的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに不燃ごみ中のびん、かん類の再資源化を積極的に推進することにより、省資源対策をふまえたごみの減量、埋立地の延命、市民の省資源意識の向上を期する。

収 集 回 数 資源ごみ収集日、毎月2回

住民搬出方法 袋または、ダンボール箱に入れ、収集日の朝から午前8時30分まで、町内の不燃物集積場へ搬出する

収 集 品 目 ガラス製及び金属製の容器類

（単位 t）

区分	年度	60	61	62	63	元
収 集 量		5,242	6,492	7,239	7,763	8,940
再 資 源 化 量		4,200	5,197	6,012	6,197	6,979
委 託 料（千 円）		85,813	86,901	87,000	87,000	90,640

- （注） 1. 委託料は、回収経費及び選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額（60年度までは補助事業）
2. 収集量－再資源化量＝不純物量（選別残渣）

(5) 焼却施設

区 分 \ 名 称		東 部 清 掃 工 場	西 部 清 掃 工 場
所 在 地		戸島町正玄塚2570番地	城山薬師町363番地
敷 地 面 積		80,616㎡(工場敷地約34,000㎡)	30,843㎡
建 設 年 月		昭52. 3 ～ 昭54. 3	昭58. 3 ～ 昭61. 3
建 設 費		4,200,000千円	8,643,309千円
建 物 面 積		7,372㎡ (管理棟を含む)	14,477㎡ (管理棟を含む)
処 理 能 力		300 t / 24H (150 t 2 基)	450 t / 24H (225 t 2 基)
型 式		フュルント式連続ごみ焼却炉	全連続燃焼式焼却炉
設 計 施 行		日本鋼管株式会社	株式会社 タクマ
破 砕 施 設	建 物 面 積	1,250㎡	(焼却施設を含む)
	処 理 能 力	50-t / 5 H	50 t / 5 H
	型 式	圧縮剪断方式	油圧剪断方式
	設 計 施 工	三菱重工業株式会社	株式会社 タクマ

(6) 余熱利用

東部清掃工場

目 的	東部清掃工場の余熱を利用した浴室のある施設で地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進に資する
名 称	三山荘
所 在 地	熊本市戸島町正玄塚2573番地
経 営 主 体	熊本市 (管理運営は戸島地域環境保全協議会に委託)
開設年月日	昭和55年 5 月 7 日 (平成 2 年10月新築移転予定)
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨平家建
敷 地 面 積	6,769㎡
建 物 面 積	992.62㎡ (浴室、大広間、トレーニング室、和室、茶室、会議室)
建 設 費	389,500千円
定 員	150名
使 用 料	大人 (高校生以上) 200円 (平成元年 4 月 1 日より) ただし、地元町内会に所属している者は無料 小人 (中学生以下) 無料
休 館 日	毎週月曜日、12月29日から翌年 1 月 3 日まで
供 用 時 間	午前10時から午後 4 時30分まで。ただし、市長が必要と認めるときは時間を延長することができる

西部清掃工場

目 的 西部清掃工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力をまかなう。また一部でハウス園芸施設への温水を供給する

発電設備 復水式蒸気タービン 定格出力 3,000kw

ハウス園芸施設への温水供給

利用者 西部清掃工場温水利用温室組合

施設面積 (農地面積) 約19,000㎡

加温方式 温水フィンチューブ方式 (60℃～100℃)

栽培品目 ピーマン及び花き類

温室内容 アクリル温室及びガラス温室

(7) 埋立処分地

名 称 扇田埋立処分場

所在地 熊本県飽託郡北部町大字貫字扇田1567番地

敷地面積 124,660㎡

埋立面積 91,600㎡

埋立容量 1,580,000㎡

処分開始及び
終了予定年度 昭和59年5月～平成17年3月

工事期間 昭和56年2月～昭和59年3月

建設費 3,500,000千円

8 し 尿 処 理

本市し尿処理（し尿収集及び浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区割し、全て許可業者（５社１協業組合、車両45台、運転手・作業員100人）が行っている。

し尿は各戸毎に月１回以上収集しており、浄化槽は月１回の保守点検と年１回以上の清掃を行うよう指導している。

収集したし尿と浄化槽汚泥は東部污水处理場・蓮台寺下水処理場で100％衛生的に処理している。

（１） 処理対象人口及び収集量

区分			年度	60	61	62	63	元
行政区域内総人口				557,000	560,000	566,000	571,000	575,200
人口内訳	水洗化	公共下水道		211,000	229,000	245,000	270,000	297,100
		し尿浄化槽		228,000	221,000	219,000	210,000	194,000
	くみ取り			116,000	108,000	100,000	90,500	83,700
	自家処理			2,000	2,000	2,000	500	400
収集量	くみ取りし尿1日収集量(Kℓ)			288.9	275.7	272.8	258.3	239.2
	浄化槽汚泥1日収集量 (Kℓ)			239.8	258.1	254.3	257.2	239.6
	1日収集量合計(Kℓ)			528.7	533.8	527.1	515.5	478.8

（２） 収集及び処理

(単位 Kℓ)

区分		年度	60	61	62	63	元
収 集			159,213.2	158,605.0	158,384.4	154,056.3	143,203.3
処 理	東部污水处理場		98,893.6	99,119.6	96,879.0	93,019.7	88,673.3
	蓮台寺下水処理場		60,319.6	59,485.4	61,505.4	61,036.6	54,530.0
	計		159,213.2	158,605.0	158,384.4	154,056.3	143,203.3

（３） 料 金 (昭60.4.1施行)

普通料金 １月につき１人当たり350円（普通世帯及び準世帯）

加算料金 普通料金を徴収する世帯でその月に１回をこえて汲み取る場合は、そのこえることとなる回数に１人につき175円を乗じた額

特別料金 １リットルにつき８円（多数の者が利用する施設）

(4) 終末処理施設

名称 区分	東 部 汚 水 処 理 場	蓮台寺下水処理場（し尿処理関係）
所 在 地	秋津3丁目17番1号	蓮台寺町920番地
敷 地 面 積	31,604㎡	93,900㎡
建 物 面 積	9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口	308,000人	150,000人
処 理 能 力	370Kℓ／日＋圧送能力50Kℓ／日	180Kℓ／日
建 設 年 月 日	1期 昭37. 12 ～ 39. 12 2期 昭43. 12 ～ 45. 3 3期 昭53. 1 ～ 54. 3	1期 昭33. 6 ～ 34. 10 2期 昭37. 12 ～ 39. 3
建 設 費	1,197,551千円	163,700千円
施 工	荏原インフィルコKK、三菱重工業	荏原製作所
方 式	第1次方式 加温三段嫌気性消化方式 第2次方式 曝気槽型活性汚泥方式 酸化処理方式（50Kℓ／日）圧送施設（50Kℓ／日） (320Kℓ／日)	第1次方式 加温二段嫌気性消化方式

保
衛

9 産 院

(1) 概 要

所 在 地 熊本市本山3丁目5番11号
 敷 地 面 積 3,028㎡
 建 物 面 積 2,068.7㎡
 本 館 鉄筋コンクリート2階建 延1,104.6㎡
 新 館 鉄筋コンクリート3階建 延565.5㎡
 医師住宅 木造瓦葺平家建 64.2㎡
 看護婦宿舎 木造瓦葺2階建 延123.3㎡ 鉄筋コンクリート2階建 延211.1㎡
 病 床 数 38床
 職 員 数 医師3人 助産婦(看護婦)27人 薬剤師外3人 事務職員5人

(2) 利用状況

年度 区分	60	61	62	63	元
分 娩 数 (人)	602	569	489	399	382
入 院 数 (件)	11,320	12,180	11,013	8,742	7,712
外 来 数 (件)	11,763	13,804	11,861	9,556	9,107
計	23,083	25,984	22,874	18,298	16,819

(注) 計欄は分娩数を除く

(3) 経営状況

(単位 千円)

年度 区分	60	61	62	63	元
収 入	403,859	374,971	383,739	348,914	363,973
支 出	403,795	374,873	383,718	348,863	363,926
損 益	64	98	21	51	47

(4) 使用料及び手数料

ア 使用料

個室(3室) 1日につき 500円

イ 手数料

文書手数料 1通につき 1,000円

但し、死亡診断書と生命保険関係書類は1通につき2,000円

10 市 民 病 院

(1) 概 要

所 在 地 熊本市湖東1丁目1番60号

開設年月日 昭和21年2月1日

敷地面積 14,002.53㎡

建物面積 延 26,967.54㎡

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建

病床数 580床（一般540床、伝染病40床）

主な設備 脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、ICU、C⁶⁰回転照射装置、光凝固、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、シンチレーションカメラ、ラルストロン、ジャイロスコプ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）、コンピュータド・ラジオグラフィ、デジタルガンマカメラシステム

診療科目 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科、放射線科、歯科、麻酔科

職員数 481人（医師62人 看護婦 296人 医療技師62人 事務その他61人）

（平2.6.1現在）

保
衛

(2) 経営状況

（単位 千円）

年度 区分	60	61	62	63	元
収 入	6,449,986	6,634,855	6,848,671	7,022,456	7,322,689
支 出	6,315,822	6,193,061	6,495,957	6,731,897	7,013,876
損 益	134,164	441,794	352,714	290,559	308,813
利 益 剰 余 金	277,865	709,659	1,012,373	1,282,932	1,571,745

(3) 使 用 料

特 別 室 (21室) 1人1日 2,000円

個 室 (21室) 1人1日 250円

(4) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		60	61	62	63	元
内 科	入 院	48,853	49,585	49,319	51,173	52,852
	一日平均入院	133.8	135.8	134.8	140.2	144.8
	外 来	55,352	57,529	58,177	58,206	64,366
	一日平均外来	186.3	194.3	195.2	196.6	218.2
	計	104,205	107,114	107,496	109,379	117,218
精 神 科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	1,444	3,302	5,025	5,672	6,535
	一日平均外来	4.8	11.1	16.9	19.2	22.2
	計	1,444	3,302	5,025	5,672	6,535
小 児 科	入 院	31,749	31,350	32,281	34,672	32,388
	一日平均入院	86.9	85.8	88.2	95.0	88.7
	外 来	21,448	21,911	21,775	23,060	25,939
	一日平均外来	72.2	74.0	73.1	77.9	87.9
	計	53,197	53,261	54,056	57,732	58,327
外 科	入 院	22,256	22,660	21,707	21,506	22,446
	一日平均入院	60.9	62.0	59.3	58.9	61.5
	外 来	22,844	26,276	24,594	25,800	25,365
	一日平均外来	76.9	88.7	82.5	87.2	86.0
	計	45,100	48,936	46,301	47,306	47,811
整 形 外 科	入 院	24,131	23,712	23,628	24,474	24,824
	一日平均入院	66.1	64.9	64.6	67.1	68.0
	外 来	18,235	18,767	20,125	20,409	21,009
	一日平均外来	61.3	63.4	67.5	68.9	71.2
	計	42,366	42,479	43,753	44,883	45,833
皮 膚 科	入 院	6,908	7,533	8,221	6,323	4,448
	一日平均入院	18.9	20.6	22.5	17.3	12.2
	外 来	20,844	21,411	21,440	20,618	20,220
	一日平均外来	70.1	72.3	71.9	69.7	68.5
	計	27,747	28,944	29,661	26,941	24,668
ひ 尿 器 科	入 院	7,483	7,190	7,310	6,960	6,342
	一日平均入院	20.5	19.6	20.0	19.1	17.4
	外 来	11,713	12,102	11,977	11,740	12,529
	一日平均外来	39.4	40.8	40.2	39.7	42.5
	計	19,196	19,292	19,287	18,700	18,871
眼 科	入 院	12,221	10,356	8,452	7,028	7,009
	一日平均入院	33.4	28.3	23.1	19.3	19.2
	外 来	31,198	31,349	25,425	23,642	20,762
	一日平均外来	105.0	105.9	85.3	79.9	70.4
	計	43,419	41,705	33,877	30,670	27,771
耳 鼻 いんこう科	入 院	7,610	7,618	8,310	8,393	8,379
	一日平均入院	20.8	20.8	22.7	23.0	23.0
	外 来	16,710	13,525	12,630	14,262	16,916
	一日平均外来	56.2	45.6	42.4	48.2	57.3
	計	24,320	21,143	20,940	22,655	25,295

科目	患者数	年度				
		60	61	62	63	元
産婦人科	入院	20,826	18,677	18,894	21,181	20,670
	一日平均入院	57.0	51.1	51.6	58.0	56.6
	外来	34,654	34,800	27,995	32,041	33,448
	一日平均外来	116.6	117.5	93.9	108.2	113.4
	計	55,480	53,477	46,889	53,222	54,118
歯科	入院	344	262	404	445	524
	一日平均入院	0.9	0.7	1.1	1.2	1.4
	外来	10,891	11,086	12,610	13,445	13,499
	一日平均外来	36.6	37.4	42.3	45.4	45.8
	計	11,235	11,348	13,014	13,890	14,023
理学療法科	入院	8,154	7,200	7,624	7,571	7,269
	一日平均入院	22.3	19.7	20.8	20.7	19.9
	外来	17,044	17,874	17,142	14,797	19,398
	一日平均外来	57.3	60.3	57.5	50.0	65.8
	計	25,198	25,074	24,766	22,368	26,667
放射線科	入院	0	90	29	0	3
	一日平均入院	0	0.2	0.1	0	0.0
	外来	0	0	0	5,871	5,617
	一日平均外来	0	0	0	19.8	19.0
	計	0	90	29	5,871	5,620
麻酔科	入院	878	842	1,218	1,142	556
	一日平均入院	2.4	2.3	3.3	3.1	1.5
	外来	5,281	4,931	5,738	5,174	5,236
	一日平均外来	17.7	16.6	19.3	17.5	17.7
	計	6,159	5,773	6,956	6,316	5,792
こう門科	入院	9,566	9,600	9,773	9,387	11,111
	一日平均入院	26.2	26.3	26.7	25.7	30.4
	外来	5,535	6,905	7,451	7,627	8,822
	一日平均外来	18.6	23.3	25.0	25.8	29.9
	計	15,101	16,505	17,224	17,014	19,933
形成外科	入院	442	3,588	3,185	3,472	4,819
	一日平均入院	12.1	9.8	8.7	9.5	13.2
	外来	2,108	2,034	1,832	2,742	4,230
	一日平均外来	7.0	6.8	6.1	9.3	14.3
	計	6,550	5,622	5,017	6,214	9,049
合計	入院	205,416	200,263	200,355	203,727	203,640
	一日平均入院	562.7	548.6	547.4	558.2	557.9
	外来	275,301	283,802	273,936	285,106	303,891
	一日平均外来	926.9	958.7	919.2	963.2	1,030.1
	計	480,717	484,065	474,291	488,833	507,531

(注) 精神科は昭和60年7月1日より新設

(5) 伝染病患者収容状況

年度 区分		60	61	62	63	元
赤 痢	患 者	1人	5人	2人	1人	1人
	死 者	0	0	0	0	0
腸チフス	患 者	4	0	4	1	1
	死 者	0	0	0	0	0
日本脳炎	患 者	2	3	9	4	1
	死 者	0	0	1	0	0
流行性脳 脊髄膜炎	患 者	1	0	0	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
パラチフス	患 者	2	0	0	1	0
	死 者	0	0	0	0	0
コ レ ラ	患 者	0	0	0	0	1
	死 者	0	0	0	0	0
計	患 者	10	8	15	7	4
	死 者	0	0	1	0	0

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児未熟児医療について

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数80床の新生児医療センターでは、専従医師4名、看護婦40名が24時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実 績

年度 項 目		60	61	62	63	元
出生児体重 1,500g以下		86人	88人	93人	94人	86人
出生児体重 1,500～2,500g		197	216	198	244	223
出生児体重 2,500g以上		324	317	328	313	303
合 計		607	621	619	651	612
術 後 管 理		28	31	33	25	29
うち新生児専用救急車 による搬送者		371	380	342	356	334

新生児専用救急車

装備機器等 新生児モニター、新生児レスピレーター、搬送用保育器、バッテリーバッグ、保育器移送スタンド、自動輸液ポンプ、カーディオテンプ、自動血圧計、医療ガス一式、無線電話装置
 購入費（機器とも） 10,422千円